

令和 4 年 第 9 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 9 月 5 日（月） 午前 9 時 01 分～ 10 時 17 分
 2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
 3. 出席委員（33 人）

| | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1 番 木下善明 委員 | 2 番 溝口俊弘 委員 | 3 番 外尾正則 委員 |
| 4 番 藤井啓二 委員 | 5 番 森口弘実 委員 | 6 番 大串 勝 委員 |
| 7 番 川崎勝巳 委員 | 8 番 渕上 誠 委員 | 9 番 久原 勤 委員 |
| 10 番 川崎哲朗 委員 | 11 番 池上勝文 委員 | 12 番 川崎正明 委員 |
| 13 番 橋本重吉 委員 | 14 番 香月幸雄 委員 | 15 番 山下正行 委員 |
| 16 番 江口和広 委員 | 17 番 土井哲夫 委員 | 18 番 津田 保 委員 |
| 21 番 川崎敏樹 委員 | 22 番 中村康則 委員 | 23 番 香月伸幸 委員 |
| 24 番 溝上博信 委員 | 25 番 岩石 学 委員 | 26 番 川崎照子 委員 |
| 27 番 田口千津子委員 | 28 番 片渕秋正 委員 | 30 番 香月一夫 委員 |
| 31 番 松尾利助 委員 | 32 番 光武直広 委員 | 34 番 外尾美津子委員 |
| 35 番 一ノ瀬美佐子委員 | 36 番 津田裕之 委員 | 37 番 片渕久司 委員 |
 4. 欠席委員（4 人）

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 19 番 森 邦之 委員 | 20 番 有田勝也 委員 | 29 番 香月藤芳 委員 |
| 33 番 筒井政信 委員 | | |
 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2
 - 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 4 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について
 - 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- 1 合意解約の報告
 - 2 形状変更届出について
 - 3 あっせん申し出の取下げについて
- 業務連絡事項
- 1 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和 4 年 10 月 5 日（水）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
 - 2 その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 久原正好

| | |
|-------------|------|
| 課長補佐兼農地農政係長 | 石田善人 |
| 農地農政係長 | 川崎正己 |
| 農地農政係 | 香月麻里 |

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年9月第9回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、19番 森邦之委員、20番 有田勝也委員、29番 香月藤芳委員、33番 筒井政信委員から欠席の届け出があっております。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。それでは、お願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、14番 香月幸雄委員、16番 江口和広委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第176号 =

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第176号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第176号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、1ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として8月30日、事務局と現地確認を行いました。
譲受人の○○さんの世帯は、現在、米・麦・大豆・野菜を、約7haの規模で営農されています。
譲受人は、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。
129 m²の所を四角に残してありますが、これは、同じ〇〇さんの持ち物ですか。

議長 ○〇委員、補足説明をお願いします。

委員 この件について、事務局の〇〇さん、補足説明をお願いします。

事務局 今、ご質問がありました所が、図面の〇〇番の所と思います。こちらのほうも、間違いなく今回の譲渡人の〇〇さまのご所有であります。本来であれば、今回の贈与の時に一緒にお考えになられておりましたけれども、〇〇番、〇〇番、〇〇番も含めてなのですが、北側の方に町道がついております。

本来であれば、〇〇番の所も、一部、町道に分筆をかけて、町道地と登記をされているべきところではあったのですが、その登記が、まだ、終わっていないということで、後もって〇〇番、町道に分筆後の残った純粋な〇〇さんの農地の分を、後日、贈与という形で申請をなされる予定です。

○番 はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 176 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 176 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 177 号＝

議長 議案番号第 177 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 177 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、子に対する贈与です。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室
をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 177 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 177 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。
○番、○○委員の入室を認めます。

＝議案番号第 178 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。議案番号第 178 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 178 号。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でご
ざいます。
許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。
 地元農業委員として 8 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。
 今回の申請は、以前から玉葱小屋、農業用機械置場、車庫として使用していた農
 地の転用を目的とするものであります。
 周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること
 から、転用はやむを得ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されている
 ことについては十分指導しております。
 ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 178 号に賛成の方の挙手を求めま
 す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 178 号は原案のとおり申請
 を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 179 号 =

議長 続きますして、議案番号第 179 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 179 号。
 申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
 農地区分は、第 1 種農地。
 農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でご
 ざいます。
 許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物
 販売施設でございます。
 土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
 申請は妥当と判断し受理しております。
 議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。
 以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 8 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、農業用倉庫及び駐車場の申請となっています。

隣接地の耕作者、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 179 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 179 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 180 号＝

議長 続きまして、議案番号第 180 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 180 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として 8 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用機械倉庫兼作業場の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議のほうよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 180 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 181 号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 181 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 181 号。権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
まず、〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

次に、〇〇番及び〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成す

る上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として去る8月30日に事務局と譲受人の〇〇氏の担当者の立ち合いの元、現地確認を行いました。

今回の申請は、6世帯用のアパートを2棟建てるという目的であります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られており、その他、購入にあたっての関係書類も整備されていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第181号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第181号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第182号＝

議長 議案番号第182号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第182号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 8 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、道路拡幅に伴い、既存の農業用機械倉庫、農業用資材倉庫兼作業所の移設、借受人の新規就農に伴う従業員の駐車場の整備の申請となっています。

隣接地は貸付人の所有する宅地及び農地で、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

借受人の方が、武雄となっているのですが、11 ページを見ると、小ねぎ作業スペースとありますが、白石のほうで小ねぎをされているということですか。

○番 地元の農業委員から、補足説明をさせていただきます。このかたは、親子関係にある形になりまして、娘さんが、嫁いで、武雄の在住ということですよ。

その娘さんが、新規就農をされるということで、今年以降、小ねぎを栽培されるということで、今後、されるということなので、子供さんと、この娘さんの家族で、居住は、こちらのほうに移転されるということになっていますので、よろしくお願いたします。

○番 ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

○番 小ねぎと関連してお伺いしたいということとお願いです。

今、3 条とか 4 条の関係で、実は、町道に関する分が 2 件出てきていまして、町道拡幅によって、作業舎等の移転を余儀なくされている形の申請になるかと思うのですが、今、町道は建設課のほうでされていると思うのですが、特に、農地。宅地等については、直接、農業委員会とは関係ないのですが、農地等については、事前の調整はあっているのでしょうか。

土地収用法の関連で、例えば、道路法とかの関連で、事業者が直接やれるのだと思うのですが、転用等の関係もあるので、事前調整は取れているのですか。

○番 たぶん、ないでしょう。

私、土木事務所にて、農地とかするときに、農地の担当者に話したら、まず、本人さんとの話と、市町に行って、これだけ、収用しますと話をしてくださいと、と言うのは、残地の問題が絡んでくるので、今回、一部、町道の拡幅によって、水田等にできず、正直言って、調整をされないと勝手に造成をされて、資材置場とかになっている。30何年も経って何かしようとした時に、わかって申請をするという形が、私ずっと、圃場整備の時の調整が済んでないなと思いながら、聞いていました。

これは、努力義務として聞いてほしいのですが、権利に関することですので、特に農地については、こういう形で規制がかかっているということを踏まえて、もしよければ、町道等する時に、今から学校の統廃合関係あるので、中学校のほうでは、今、〇〇さんが担当されたように、中学校から南のほうが町道区画されて、その関連で、今回案件がでてきているのですが、宅地と農地の間にどうしても道路拡幅すると、狭小するスペースが出て来ますので、その残地の取り扱いについては、実質的には、転用状態になる可能性があるので、何年も経ってから申請をして、こんなに手間がかかるのかと、みんなそう言います。なぜ、今頃、こんなことをしないといけないのかと、何年も経っているのに、なぜ、今頃と。それは、仕方ないという話をしますが、そういうのを防ぐためにも、できれば調整をしていただいて、今回みたいに早目に、申請がすぐできるようなアドバイスというか、建設課あたりと調整をされてはどうですか。そういうことです。よろしくお願いします。

事務局長 はい。ご指摘ありがとうございます。今後、建設課、農村整備課のほうも関係するかと思いますので、打ち合わせをしながら、検討をして、なるべく、そういった方向に持っていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

○番 先ほど、○番の〇〇さんがご指摘いただいた分で、私達も理解しましたけれども、これか中学校とか開閉なったりすると、こういったことがずっと出てくるのではないかと思って、先ほどの〇〇さんの指摘、私は良かったと思います。ありがとうございました。私からお礼言います。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第182号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 183 号 =

議長 続きまして、4. 議案番号第 183 号「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第183号の「農用地利用集積計画（9号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は6件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページの相対での設定が9件、4ページから8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が38件、合わせて47件の計画が提出されており、賃借権設定が42件、使用賃借権設定が5件となっております。

区分の内訳として新規が24件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが7件ありました。再設定は23件でした。

今回の利用権の総面積は218,323.17㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが8件、会社法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが38件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、53件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 183 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号（所有権移転）につ

いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。

○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 183 号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 184 号 ～ 議案番号第 193 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 184 号から議案番号第 193 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 184 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東上の○○氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 185 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新昌の○○氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 186 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、天神の〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 187 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、西分二号の〇〇氏です。
申請理由は、負債整理のための農地処分でございます。
議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 188 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大阪府の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 189 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新興の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 190 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。
申請理由は、労働力不足のための農地処分でございます。
議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 191 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 192 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 193 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 3A の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

以上、議案第 184 号から議案第 193 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 184 号から議案第 193 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、よろしく申し上げます。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 184 号から議案番号第 193 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 184 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 185 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 186 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 187 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 188 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 189 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 190 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 191 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 192 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 193 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 184 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 185 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 186 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 187 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 188 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 189 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 190 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 191 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 192 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 193 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

では、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局の担当の職員を、確認の意味で読み上げます。

議案番号第 184 号は、○○、議案番号第 185 号は、○○、議案番号第 186 号は、同じく○○、議案番号第 187 号についても、○○。

議案番号第 188 号は、○○、議案番号第 189 号は、○○、議案番号第 190 号は、○○、議案番号第 191 号は、○○、議案番号第 192 号、同じく○○、議案番号第 193 号は、○○です。

連絡調整につきましては、担当者によろしくをお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について
- 3 あっせん申し出の取下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(第10回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 … 令和4年10月5日(水)9時00分 白石町役場3階大会議室
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時17分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員